

| | |
|--------------------|---|
| <p>(受理番号) 31-5</p> | <p>(受理年月日) 平成31年2月18日</p> |
| <p>件名 要旨</p> | <p style="text-align: center;">陳 情</p> <p>消費税増税中止を求める意見書の提出について</p> <p>私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況である。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになった。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっている。大規模な自然災害も相次いでいる。自治体の財政も消費税が大きく圧迫している。</p> <p>ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していない。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来する。</p> <p>加えて税率引き上げと同時に実施を担う「軽減税率」には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりする。また8%と10%の線引きは単純ではない。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小企業にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。</p> <p>そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠である。</p> <p>日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請している。</p> <p>消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきである。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれる。</p> <p>私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求める。</p> <p>以上の趣旨から、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付するよう陳情する。</p> |